

卒業の回数—125周年で127回

英吉利法律学校の修業年限は3年間であったが、第1回の卒業式は早くも開校1年目の1886（明治19）年7月17日に挙行された。当時は9月始業であったため、卒業は7月となった。石山弥平ら4人の卒業生は、いずれも3年級への編入生であった。第2回卒業生も同様にみな編入生で、その中には前年卒業し再入学した石山と山口正毅も入っていた。

最初に第1年級から学んだ花井卓蔵や佐藤正之などの学生の卒業式は1889年2月7日、増築校舎で行われた。前年秋に行われるはずであったが、校舎の増築中であったため、延期されていたのである。

以後、校名は東京法学院、東京法学院大学、中央大学と改称されていくが、卒業式は89年9月の第4回以降、1921年の第36回まで年1回7月を基準に挙行された。

19年に4月始業制が採用されると、卒業式も4月または3月に行われるようになる。22年4月の第37回卒業以来、41年3月の第56回までそれは継続していく。

41年9月には、戦時体制の強化により翌年卒業予定者の3ヵ月繰り上げ卒業が決まり、同年12月26日に第57回卒業式が挙行された。翌年には6ヵ月の繰り上げ卒業が実施され、卒業は9月となった。44年、45年の卒業式は資料的には確認できないが、多くの卒業生を送り出している。戦後は修業年限が3年に戻り、47年までは9月卒業が実行された。ただし、この年9月の第64回卒業式は44年10月入学の学部生が対象で、44年4月入学の専門部生はすでに47年2月に第63回の卒業生となっている。戦争の影響により、41年と47年には、年2回の卒業があったのである。

49年の新制大学設置により、修業年限は4年間となり、旧制の学部や専門部は廃止へ向かったが、以後は式典が紛争により挙行できなかった69年なども含めて、年1回3月に卒業生が誕生していった。

創立125周年で年1回ずつ、戦争のために2回の変則的な実施ということから、合計127回という卒業回数となったのである。